

新型コロナウイルス感染症の影響によりお支払いが困難な方へ

## 上下水道使用料金等の支払猶予についてお知らせ

新型コロナウイルス感染症の影響による離職等で収入が減少し、上下水道料金等のお支払いが困難になられた方を対象に支払猶予に関するご相談に応じます。  
まずは、お電話でお問合せください。

### 対象料金

支払期限が到来していない上下水道使用料・下水道事業受益者負担金  
※支払期限が過ぎており、未納状態のものは対象外です。

### 猶予の期間

お支払が困難な期間（最大で令和3年3月末日まで）  
※支払猶予とは、支払いが減額または免除される制度ではありません。  
猶予期間が終了し、猶予された料金が確定した後に納付相談を行い、一括または分納でお支払いただくこととなります。

### 申請方法

吉富町役場上下水道課の窓口にて納付相談後、申請書の提出をお願いします。  
必要なもの： 印鑑・身分証明書（運転免許証等）  
※必要に応じてその他書類等を提出していただく場合があります。

### 問い合わせ先

吉富町役場 上下水道課      TEL : 0979-24-4074